

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請案内

1 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付とは

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっており、日常生活を営むのに支障のある方に対して、日常生活用具の給付を行います。扶養義務者の収入に応じて費用の一部負担があります。

2 対象者

- ・上田市に住所を有する方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

3 用具の種類（別表1）

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター

4 申請方法

- （1）申請できる方：用具の給付を希望する対象者で、未購入の方
※業者への発注後、又は購入後で支払い済みの場合は、対象となりませんのでご注意ください。
- （2）必要書類
 - ① 上田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
 - ② 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ③ 給付を受けようとする日常生活用具の見積書
 - ④ 印鑑
- （3）申請場所：健康推進課

5 給付までの流れ

- ① 希望する用具を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼する。
- ② 業者から見積書を受け取る。
- ③ 必要書類を揃えて、受付窓口へ申請をする。
- ④ 給付が決定されたら、次の通知書を申請者に送付します。送付までに2～3週間かかります。
 - ・上田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書
 - ・上田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券
(※給付が行われない場合は、却下決定通知書を送付します。)
- ⑤ 給付券が届いたら、当該用具を取り扱う業者に用具を発注してください。
- ⑥ 取扱業者から用具を納入してもらう際に、次のようにしてください。
 - ・給付券を取扱業者にお渡しください。(申請者の受領印の押印が必要になります。)
 - ・自己負担がかかる方は自己負担金を業者にお渡しください。

6 給付した用具の管理

支給を受けた用具は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することなく有効に活用してください。不正な使用がわかった場合は返金等の対応をさせていただきます。

お問い合わせ

[上田市役所健康こども未来部健康推進課](#)

〒386-0012 長野県上田市中心6丁目5番39号

電話番号:0268-23-8244 ファックス番号:0268-23-5119